

## 世田谷区教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会傍聴規則（昭和57年2月世田谷区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（傍聴の手続）」に改め、同条第1項中「30分前」の次に「から10分前」を加え、「別記第1号様式」を「第1号様式」に、「傍聴券」を「傍聴券」に、「別記第2号様式」を「第2号様式」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 傍聴券は、会議の当日、先着順により1人1枚を交付する。

第2条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めたときは、傍聴の手続を変更することができる。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、教育長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

第5条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「かさ、棒、垂れ幕、凶器等他人」を「銃器、棒その他人」に改め、同条第2号中「者」を「と思われる者」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

第5条第4号中「のほか議事」を「に掲げる者のほか、議事」に改める。

第6条を次のように改める。

(禁止行為)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における発言に対して批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をすること。
- (2) 飲食、喫煙又は談笑をすること。
- (3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等を鳴らすこと及び通話をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をすること。

第7条の見出し中「撮影・録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条中「写真、映画等を撮影し、又は録音等」を「写真の撮影、録音、録画、放送等」に改め、同条ただし書中「ではない」を「でない」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

	交付番号
傍聴人	
住所	
氏名	
教育委員会傍聴申込書	
（第 回定例会・臨時会）	
年 月 日	
世田谷区教育委員会	

第2号様式（第2条関係）

傍聴人 住所  氏名	交付番号   教育委員会傍聴券 (第 回定例会・臨時会)  年 月 日 世田谷区教育委員会
傍聴人心得	
<ol style="list-style-type: none"><li>1 傍聴人は、会議室に入場の際、本券を係員に提示し、退場の際に返還してください。</li><li>2 傍聴人は、世田谷区教育委員会傍聴規則を守り、係員の指示に従ってください。</li><li>3 傍聴人は、傍聴するときは、静粛にし、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 発言に対して批評を加え、拍手その他の方法により賛否を表明し、又は会議に現在する者に対して示威的行為をしないこと。</li><li>(2) 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。</li><li>(3) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。</li><li>(4) その他、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。</li></ol></li><li>4 傍聴人は、会議室において、写真の撮影、録音、録画、放送等を行うことは、禁じられています。ただし、あらかじめ教育長の許可を得た場合を除きます。</li></ol>	

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。